

## 第5章 整備の基本方針・整備項目

近江八幡駅及び周辺地区の移動円滑化を図るための、鉄道駅舎、車両、駅前広場・バス停、道路、信号交差点等についての基本方針及び整備項目を以下に示します。

### 1. 鉄道駅舎

#### (1) 整備の基本方針

近江八幡駅は、近江八幡市の中心駅であるとともに、東近江地域の核となる駅であることから、快適な移動が可能な機能を有する駅として整備を図るものとします。

鉄道駅舎の施設整備に関しては、国が定めた移動円滑化基準を基本とし、ガイドライン等を参考にして、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、できる限り市民のニーズを反映した整備を進めます。

#### 移動施設

##### ア. 移動円滑化された経路の確保

誰もが容易かつ安全に移動できることを基本とし、移動が最も一般的な経路(主動線)のバリアフリー化を図り、「移動円滑化された経路」を1以上整備します。

##### イ. 移動施設

移動円滑化された経路を確保するため、エレベーター、エスカレーターの設置及び階段における使いやすい手すりの設置を行います。また、滑りにくい床面への改良を検討します。

##### ウ. 自由通路

床面標示による歩行方向の区分や通行障害物の整理を行います。また、滑りにくい床面への改良を検討します。

#### 情報案内施設

##### ア. 視覚障害者誘導用ブロック

公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に、連続して誘導用ブロックを敷設することを原則とします。また、トイレ、エレベーター等の主要施設への誘導用ブロックを敷設します。

ホーム上には、転落防止のための点状ブロックを途切れのないよう設置します。

## イ．点字表示

視覚障害者の円滑な移動に配慮し、駅の主要な設備への点字表示、駅構内の施設位置を表示した点字案内板を設置します。

## ウ．案内サイン

公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上の適所に、高齢者、身体障害者等に配慮した音声及び文字情報による分かりやすい案内サインを設置します。

## エ．聴覚障害者とのコミュニケーション

聴覚障害者とのコミュニケーションを向上するため、窓口等への筆談器の設置検討やこれを活用したコミュニケーションなど、駅員による対応の向上を図ります。

## 利便施設

### ア．トイレ

高齢者、身体障害者、妊婦、乳幼児を連れた人等の利用に配慮した多機能トイレを設置します。また、トイレの入口には男女の区別等がわかる点字案内板を設置し、併せて音声案内についても検討します。

駅構内において多機能トイレの設置が困難な場合には、当面の措置として、他の多機能トイレ等への誘導・案内を行います。

### イ．ベンチ・待合所

高齢者、身体障害者等に配慮したベンチ・待合所を設置します。

## 個別施設

### ア．ホームにおける転落防止策

ホームでの視覚障害者等の転落を防ぐために、ホーム端を知らせる点状ブロック、ホーム端の転落防止柵の設置等の対策を行います。

また、ホーム上の横断勾配の改良を検討します。

### イ．改札口

障害者等が利用しやすい幅の広い改札口(有効幅80cm以上)を設置します。

### ウ．券売機

新設時・更新時等には、車いす対応型の券売機の導入を検討します。

### エ．案内所

近江八幡駅には、市の玄関口にふさわしい総合案内所の設置を検討します。

### オ．公衆電話等

車いす対応型公衆電話の設置及び、公衆FAXへの案内を検討します。

## (2) 整備内容・整備時期

J R 近江八幡駅（整備主体：公共交通事業者・道路管理者）

整備時期

：短期的対応(2006年頃まで)

：中期的対応(2010年頃まで)

：長期的対応

整備項目	概要	整備時期		
移動施設 ア. エレベーター・エスカレーター	改札口から各プラットフォームまでの経路上に、エレベーター・エスカレーターを1基以上設置し、できる限り主動線に近い場所に設置	(H16年度)		
イ. 手すり	階段については2段手すりを設置し、段差が容易に分かるような対策を検討 駅構内の必要な設置箇所への手すりの設置			
ウ. 自由通路*	床面標示による歩行方向の区分や通行障害物の整理を図り、滑りにくい床面への改良検討			
誘導案内施設 ア. 視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックについては、下記の事項に配慮して設置 公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に連続した誘導用ブロックの敷設 トイレ、エレベーター等の主要施設への敷設 ホーム上での転落防止のため、連続した点状ブロックの設置 誘導用ブロックの色は黄色を原則とし、新規敷設時、改良時にはJIS規格とする	(H16年度)		
イ. 点字表示	券売機、運賃表、エレベーター、手すり等への点字表示 駅の主要な出入口には、駅構内の施設位置を表示した点字案内板を分かりやすい位置に設置			
ウ. 案内サイン	公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上の適所に、音声及び文字情報による案内サインを設置 トイレ、エレベーター等の主要施設への案内サインの設置 案内サイン等の設置については下記の点に配慮 高齢者、身体障害者等に配慮した文字の大きさ ピクトグラム等による表記 路線図(運賃表)、時刻表等については、高齢者、身体障害者等に配慮したものとする 可変式表示装置(文字情報)による緊急時の情報提供			
エ. 聴覚障害者とのコミュニケーション	筆談器の設置検討と駅員による対応の向上			→

\*自由通路については整備主体は道路管理者  
の表示は継続的な対応を意味する

整備時期

- : 短期的対応(2006年頃まで)
- : 中期的対応(2010年頃まで)
- : 長期的対応

整備項目	概要	整備時期		
利便施設 ア. トイレ	多機能トイレを1箇所以上設置 高齢者、身体障害者、妊婦、乳幼児を連れた人等の利用に配慮したトイレを設置(オストメイト対応) トイレの設置については下記の事項に配慮 一般用トイレは、手すり付洋式便器を1基以上設置 トイレ入口やトイレ内の段差の解消 トイレの入口には男女の区別等が分かる点字案内板を設置し、併せて音声案内についても検討	(H16年度)		
イ. ベンチ・待合所	高齢者、身体障害者等に配慮したベンチ・待合所を設置	済		
個別施設 ア. ホームにおける転落防止策	ホーム端を知らせる点状ブロック、ホーム端の転落防止柵の設置等	済		
	ホームの横断勾配の改良の検討	(H16年度)		
イ. 改札口	身体障害者等が利用しやすい幅の広い改札機(有効幅80cm以上)の設置	済		
ウ. 券売機*	新設時・更新時等における車いす対応型の券売機の導入の検討			
エ. 案内所*	近江八幡駅には、市の玄関口にふさわしい総合案内所の設置を検討			
オ. 公衆電話等*	車いす対応型公衆電話の設置、公衆FAXへの案内			

【整備内容に関する注意事項】

上記の表の整備内容は基本方針に従って、JR近江八幡駅で今後整備が想定される事項を示したものである。

整備項目のうち\*印を付けた項目については、今後の技術開発の動向、近江八幡駅全体の整備内容も踏まえる必要がある。また、公共交通事業者以外が設置主体となる施設・設備も含まれることから、今後の整備に向けた検討が必要となることを示している。特に、券売機は路線全体での課題であるため、長期的対応としている。

今後の計画・設計に際して、トイレ、券売機、電話・FAX、トイレ等の音声案内などについては、高齢者、身体障害者等の利用に配慮し、利用者がより快適に利用できる仕様についての検討を行うことが必要である。

近江鉄道近江八幡駅（整備主体：公共交通事業者・道路管理者）

整備時期

- ：短期的対応(2006年頃まで)
- ：中期的対応(2010年頃まで)
- ：長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
移動施設 ア.エレベーター	自由通路から駅までの経路上に、エレベーターを1基以上設置し、できる限り主動線に近い場所に設置	(H16年度)		
イ.手すり	階段については2段手すりを設置し、段差が容易に分かるような対策を検討 駅構内の必要な設置箇所への手すりの設置			
誘導案内施設 ア.視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックについては、下記の事項に配慮して設置 公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に連続した誘導用ブロックの敷設 トイレ、エレベーター等の主要施設への敷設 ホーム上での転落防止のため、連続した点状ブロックの設置 誘導用ブロックの色は黄色を原則とし、新規敷設時、改良時にはJIS規格とする			
イ.点字表示	券売機、運賃表、エレベーター、手すり等への点字表示 駅の主要な出入口には、駅構内の施設位置を表示した点字案内板を分かりやすい位置に設置			
ウ.案内サイン	公共用通路との境界である出入口から改札口を経て車両へ至る経路上の適所に、音声及び文字情報による案内サインを設置 トイレ、エレベーター等の主要施設への案内サインの設置 案内サイン等の設置については下記の点に配慮 高齢者、身体障害者等に配慮した文字の大きさ ピクトグラム等による表記 路線図(運賃表)、時刻表等については、高齢者、身体障害者等に配慮したものとする 可変式表示装置(文字情報)による緊急時の情報提供の検討			
利便施設 ア.トイレ	多機能トイレを1箇所以上設置 高齢者、身体障害者、妊婦、乳幼児を連れた人等の利用に配慮したトイレを設置(オストメイト対応) トイレの設置については下記の事項に配慮 一般用トイレは、手すり付洋式便器を1基以上設置 トイレ入口やトイレ内の段差の解消 トイレの入口には男女の区別等が分かる点字案内板を設置し、併せて音声案内についても検討			[ 当面の措置として北口駅前広場への誘導を優先します ]
イ.ベンチ・待合所	高齢者、身体障害者等に配慮したベンチ・待合所を設置			

整備時期

- : 短期的対応(2006年頃まで)
- : 中期的対応(2010年頃まで)
- : 長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
個別施設 ア. ホームにおける 転落防止策	ホーム端を知らせる点状ブロック、ホーム端の転落防止柵の設置等			
イ. 改札口	身体障害者等が利用しやすい幅の広い改札口(有効幅80cm以上)の設置			
ウ. 券売機*	新設時・更新時等における車いす対応型の券売機の導入の検討			
エ. 案内所*	近江八幡駅には、市の玄関口にふさわしい総合案内所の設置を検討			
オ. 公衆電話等*	車いす対応型公衆電話の設置			

【整備内容に関する注意事項】

上記の表の整備内容は基本方針に従って、近江鉄道近江八幡駅で今後整備が想定される事項を示したものである。

整備項目のうち\*印を付けた項目については、今後の技術開発の動向、近江八幡駅全体の整備内容も踏まえる必要がある。また、公共交通事業者以外が設置主体となる施設・設備も含まれることから、今後の整備に向けた検討が必要となることを示している。

今後の計画・設計に際して、トイレ、券売機、電話・FAX、トイレ等の音声案内などについては、高齢者、身体障害者等の利用に配慮し、利用者がより快適に利用できる仕様についての検討を行うことが必要である。



## 2. 車両

### (1) 整備の基本方針

#### 鉄道車両

車両の更新時に、高齢者、身体障害者等に配慮した車両を導入します。

#### バス車両

車両の更新時に、高齢者、身体障害者等に配慮した車両を導入します。

#### タクシー車両

車両の更新時に、高齢者、身体障害者等に配慮した車両の導入を検討します。

### (2) 整備内容・整備時期（整備主体：公共交通事業者）

#### 整備時期

：短期的対応(2006年頃まで)

：中期的対応(2010年頃まで)

：長期的対応

整備項目	概要	整備時期		
鉄道車両	車両の更新時に以下の項目に配慮 1編成毎に1以上の車いすスペースを設置 ホームと車両との段差・すき間については、技術的に可能な限り小さくする 車両連結部の転落防止装置を順次設置 音声案内・文字による情報案内設備の設置を検討	→		
バス車両	車両の更新時に以下の項目に配慮 低床型バスの導入 車いすスペースを設置 車外用放送装置を設置 音声・視覚による運賃、次停留所等の案内表示	→		
タクシー車両	車両の更新時に以下の項目に配慮 高齢者、身体障害者等に配慮した車両の導入を検討		→	

の表示は継続的な対応を意味する

#### 【整備内容に関する注意事項】

タクシー車両については、バリアフリー法による規定はないが、福祉タクシー等の利用ニーズに鑑み、車両更新時に高齢者、身体障害者等に配慮した車両の導入を検討していくこととする。しかしながら、現状は他の運行サービスとの競合があり、タクシー事業としては厳しい状況にあるため、中・長期的対応とした。

#### 【整備時期に関する注意事項】

鉄道車両については、各社とも現有の車両数が数多くあり、短期間には全ての車両更新が困難な状況にある。バス車両については、一部で低床型バスの導入が進んでいるが、現有の車両数も多いことから、平成16年度以降順次更新を行うこととする。

### 3. 駅前広場・バス停

#### (1) 基本方針

##### 北口駅前広場

誰もが使いやすい駅前広場とするため、北口のエレベーター整備に合わせて、歩行者動線の見直し、広場のレイアウト変更など抜本的な改良を検討します。一方、現在の広場で生じている問題点のうち、改善が急務である点については、優先的に整備改善を図ります。

駅から広場までの移動円滑化経路を確保するため、エレベーターを設置します。

駅・自由通路から駅前広場への階段について、2段手すりの設置、認識しやすい段差への改良、滑りにくい床面への改良を検討します。

歩行者動線の見直し、広場のレイアウト変更を検討します。

一方で、歩道舗装の改良や視覚障害者用誘導ブロック配置の改善などを優先的に進めます。

車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場への改良を検討します。

案内サインについては、高齢者、身体障害者等に配慮した位置・文字の大きさとします。

また、必要に応じてルビを表記するとともに点字表示を行います。

駐車マナーの向上のための啓発やPRに努めます。

##### 南口駅前広場（デッキ）

誰もが使いやすいデッキとするため、下記の事項に配慮した構造・設備への改良を図ります。

デッキ施設の更新や改良の時期には、勾配の緩和や踊り場の設置を検討します。

視覚障害者用誘導ブロックを敷設します。

2段手すり、溝ぶたの設置を図ります。

##### 南口駅前広場

誰もが使いやすい駅前広場とするため、下記の事項に配慮した施設の整備・改善を図ります。

ベンチの配置見直し、照明灯などの改良・設置を行います。

車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場への改良を検討します。

案内サインについては、高齢者、身体障害者等に配慮した位置・文字の大きさとします。

また、必要に応じてルビを表記するとともに点字表示を行います。

駐車マナーの向上のための啓発やPRに努めます。



## バス停

駅前広場のバス停については、高齢者、身体障害者等が使いやすい構造・設備に改良するとともに、道路の既設バス停についても利用者の利便性に配慮し、できる限り使いやすいものに順次改良を加えるものとします。

バスが正着し、車いす利用者等が円滑に乗降できる構造とします。

視覚障害者用誘導ブロックを順次敷設します。

バス路線図、時刻表等は、高齢者、身体障害者等に配慮した位置・文字の大きさとしします。

また、必要に応じて点字表示・ルビ表記を検討します。

屋根・ベンチ等の休憩施設、照明灯の設置に努めます。

## (2) 整備内容・整備時期（整備主体：公共交通事業者・道路管理者）

整備時期

：短期的対応(2006年頃まで)

：中期的対応(2010年頃まで)

：長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
北口 駅前広場	駅から広場までの移動円滑化経路を確保するため、エレベーターを設置			
	既存の駅から駅前広場への階段について、2段手すりの設置、認識しやすい段差への改良、滑りにくい床面への改良検討			
	より使いやすく移動が円滑にできるよう、広場のレイアウトを検討 広場のレイアウト変更の検討 歩道の拡幅、段差の解消や勾配の緩和 車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場の設置 連続したシェルターの設置 案内情報の集約設置 音声誘導案内の設置			
	一方で、現在の駅前広場の改善 歩道舗装の改良、横断部分の舗装改良 トイレの改善 視覚障害者用誘導ブロックの配置の改善、J I S規格への統一		→	
	車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場への改良検討 案内サインについては下記の事項に配慮 バス路線図、時刻表等について、高齢者、身体障害者等に配慮した位置、文字の大きさ ルビの表記、点字表示の検討 視覚障害者誘導用ブロックを敷設・適正化、J I S規格への統一			
	身体障害者等が利用する車両が停車できるスペースでの駐車マナーの向上のための啓発・PR		→	→

の表示は継続的な対応を意味する

整備時期

- : 短期的対応(2006年頃まで)
- : 中期的対応(2010年頃まで)
- : 長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
南口 駅前広場 (デッキ)	施設の更新や改良の時期には勾配緩和や踊り場の設置を検討			
	視覚障害者用誘導ブロックの敷設、J I S 規格への統一			
	2段手すりの設置及び溝ぶたの設置			
南口 駅前広場	ベンチの配置見直し、照明灯などの改良・設置 車いす利用者等が使いやすいバス・タクシー乗降場への改良検討 案内サインについては下記の事項に配慮 バス路線図、時刻表等について、高齢者、身体障害者等に配慮した位置、文字の大きさ ルビの表記、点字表示の検討 視覚障害者誘導用ブロックを敷設・適正化、J I S 規格への統一			
	身体障害者等が利用する車両が停車できるスペースでの駐車マナーの向上のための啓発・P R			→
バス停 (道路等)	バス停の改良時には下記の事項に配慮する バスが正着し、かつ車いす利用者等が円滑に乗降できる構造 視覚障害者用誘導ブロックを順次敷設 バス路線図、時刻表等は、高齢者、身体障害者等に配慮した位置、文字の大きさの検討 ルビの表記・点字表示の検討			→
	屋根、ベンチ等休憩施設、照明灯の設置に努める			

の表示は継続的な対応を意味する

【整備内容・整備時期に関する注意事項】

上記の表の整備内容は基本方針に従って、近江八幡駅で今後整備が想定される事項を示したものである。

駅前広場以外のバス停については、バス停自体の数が多く、近年の利用者数の減少から勘案し、短期間に大幅な改善が困難と考えられることから、時刻表等の案内サインの改良など、整備が可能な事項から取り組むものとする。

## 4 . 道路

### (1) 基本方針

特定経路となる道路については、今後新設や大幅な改良が必要となる区間と、既に一定の整備が完了し、今後は大幅な改良を必要としない区間があります。それぞれで整備の方針が異なることから、前者を「新設・改良を行う道路」、後者を「既設道路」として基本方針を示します。

また、両者ともに整備に際しては高齢者、身体障害者等の意見を反映し、なるべく使いやすい整備を行うものとしします。

#### 新設・改良を行う道路

新設・改良区間については、国の定めた「道路の移動円滑化基準」および「道路の移動円滑化ガイドライン」に沿った整備を原則とします。

#### 既設道路

既設道路については、これまでも歩行者の安全性確保、バリアフリー化などについて一定の整備が進められていますが、一部の箇所・区間において使いにくい形状になっていたり、移動円滑化基準等に照らし合わせると基準に則していない部分があります。

このような箇所・区間については、以下の事項に配慮して、できる限り改良を行います。

舗装面の改修、段差の解消、また勾配の緩和など現状を踏まえてなるべく使いやすく改良します。

視覚障害者用誘導ブロックについて、視覚障害者等の意向を踏まえて、適正な配置、JIS規格への改良を進めます。

有効幅員2.0m以上を原則として、阻害要因の除去や移設を行います。

歩行を阻害している障害物の除去に関する指導・啓発やPRに努めます。

安全性及び防犯性を考慮して、適切に道路照明・街灯を配置します。

(2) 整備内容・整備時期（整備主体：道路管理者）

整備時期

：短期的対応(2006年頃まで)

：中期的対応(2010年頃まで)

：長期的対応

整備項目	概要	整備時期		
「新設・改良」を行う道路	「道路の移動円滑化基準」および「道路の移動円滑化ガイドライン」に沿った整備を原則とする			→
「既設道路」 ア. 改良が必要な区 間での改良	既設歩道の改良を、現状を踏まえてなるべく使いやすく改良 歩道の凹凸が見られる箇所についての舗装面の改修 縦断及び横断勾配のきつい箇所の改善 目の細かいタイプのグレーチング等への改良 側溝・水路等は蓋がけ 車乗り入れ防止柵、車止め等の改良を図る			
イ. 視覚障害者誘導 用ブロックの敷 設・改良	視覚障害者等の意向を踏まえた位置に、下記の事項に配慮して整備 連続した線状・点状ブロックの敷設 黄色を原則とするが、場所により周辺の舗装材との対比を考慮して明度差、輝度比を確保するために他の色を採用 JIS規格の採用			
ウ. 既設歩道の有効 幅員の確保	「有効幅員2.0m以上の歩道の確保」を原則とし、阻害要因となっている電柱や車止め等の移設・改良			
エ. 障害物等の撤 去・規制*	歩行の阻害要因となっている不法駐輪の撤去、違法駐車車両の排除・規制 商品・看板等の道路上へのはみ出しに対する指導及び撤去に努める			→
オ. 道路照明・街灯 の整備*	安全性及び防犯性を考慮して、適切に道路照明、街灯を配置			

の表示は継続的な対応を意味する

【整備内容に関する注意事項】

上記の表で示した事項のうち \*印については、道路管理者単独で対応できる事項ではないことから、関係者の協議・調整による取り組みが必要である。

【整備時期に関する注意事項】

「新設・改良」の道路については、2010年までにほぼ整備が完了する予定であるが、諸般の状況により、それを越える可能性もあることから、上記のように → で表示した。

障害物等の撤去・規制については、継続的な取り組みが必要なことから、上記のように → で表示した。

## 5 . 信号交差点等

### (1) 整備の基本方針

安全・快適に交差点を横断できるように、特定経路上に必要な箇所について、高齢者、身体障害者等に配慮した信号の設置・改良を行うとともに、歩行空間の確保のための交通規制について検討します。

既設信号については、必要な箇所について音響付き信号機の設置や、高齢者、身体障害者等の安全な横断のため必要な歩行者用青時間の延長を検討します。

高齢者、身体障害者等の横断に配慮して、必要な位置に信号機の新設を検討します。

安全・快適な歩行者空間を確保するために、一方通行化等の交通規制を検討します。

### (2) 整備内容・整備時期（整備主体：公安委員会）

整備時期  
 : 短期的対応(2006年頃まで)  
 : 中期的対応(2010年頃まで)  
 : 長期的対応

整備項目	概 要	整備時期		
ア．既設信号の改良	特定経路上において、必要な箇所に音響付き信号機の設置を検討 高齢者、身体障害者等の安全な横断のために、歩行者青時間の延長を検討			
イ．信号の新設	歩行者の横断が多く、現在信号機が設置されていない交差点については、高齢者、身体障害者等に配慮した信号機の新設を検討			
ウ．歩行空間の確保のための交通規制	安全・快適な歩行空間を確保するための交通規制及び規制の見直しを検討（一方通行化等）			